

第15回秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会議事録

○開催概要

- 1 日 時 平成31年2月15日(金) 14:00～14:40
- 2 場 所 秋田市役所5階 第3、4委員会室
- 3 委員の定数 17名
- 4 出席委員 15名
澤田 享 委員、高田 克彦 委員、星崎 和彦 委員、
渡部 高明 委員、山内 貴博 委員、鎌田 光明 委員、
木村 義和 委員、吉田 豊史 委員、石塚小枝子 委員、
林 徳彦 委員、樋渡 博子 委員、瓜田 智哉 委員、
赤田 英博 委員、鎌田 悦朗 委員、
米塚 善昭 代理(今野敬二委員)
- 5 欠席委員 2名
高井志津子 委員、菅原 喬 委員
- 6 議事録署名委員 星崎 和彦 委員、木村 義和 委員

○次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題：秋田市緑の基本計画の改定に関する必要事項の調査および審議について
(1) 秋田市都市緑化推進専門部会における審議の経過について
(2) 秋田市緑の基本計画の改定計画案について
- 4 閉会

○資料

- 1 次第
- 2 審議会委員名簿
- 3 各専門部会委員名簿
- 4 座席表
- 5 「資料1」秋田市都市緑化推進専門部会における審議の経過について
- 6 「資料2」秋田市緑の基本計画の改定計画案について
- 7 秋田市緑の基本計画の改定計画案(概要)について
- 8 秋田市緑の基本計画(案)

○議事録署名委員指名～審議内容

会長	市民委員の木村委員と学識経験者から星崎委員に議事録署名委員をお願いする。
各委員	了承。
会長	これより次第3の議題に入る。 (1)の「秋田市都市緑化推進専門部会における審議の経過」について、秋田市都市緑化推進専門部会部会長より報告をお願いする。
委員(部会長)	(審議の経過について詳細報告)
会長	それでは引き続き、(2)の秋田市緑の基本計画の改定計画案について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(秋田市緑の基本計画改定計画案について詳細説明)
会長	説明された内容について、質問はあるか。 部会長から何かないか。
委員(部会長)	説明してもらった内容は、専門部会で話し合った内容が概ね盛り込まれており、部会でも了承を得られているため、この計画案で問題ないと考えている。
会長	ほかはないか。
委員	基本計画案のP9に「その一方で、市街地において、秋田駅東地区、檜山地区、新屋駅周辺地区等、気軽に歩いていける範囲(概ね300m)に都市公園がない地域が存在しています。」とあるが、どうすれば都市公園ができるのか。
事務局	基本計画案のP86に、みんなで作るみどりに係る施策として、都市公園の整備について記載している。秋田市は、市民一人当たりの都市公園面積が全国平均の約2倍の状況であるが、公園が近くにない地域もある。財源や将来的な人口減少等を考慮すると、新たに公園を整備していくことは難しいが、秋田駅東地区等の不足地域を中心に、周囲300m内に都市公園の配置を目指して整備を進めていく。
委員	基本理念に追加されたみんなでいかすみどりとして、公園の活用を進めるのであれば、P-PFI等の手法も検討し、有効に活用して欲しい。基本計画案のP80に「市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合の目標値」が記載されており、2040年の目標値を47%としているが、現在の44.1%からそれほど増えていない印象を受ける。都市公園の用地取得が困

難であることが要因と思われるが、コンパクトシティの方針を掲げているのであれば、歩いていける公園となる街区公園の整備が重要となってくる。しかし、今までと同様に街区の中に一定程度の規模の公園を整備することは、現実的に厳しいのではないか。例えば、都市化された街並みの中にポケットパークやサード・プレイスとなり得る公園整備も必要ではないか。従来の街区公園の捉え方では無く、ポケットパーク的な整備をすることで、気軽に歩いていける公園の不足地域の解消につながるのではないか。

会長

計画案の修正は必要か。

委員

具体的に用地を確保し、街区公園の整備が計画されているのであれば記載することを検討して欲しいが、計画されていなければ、その必要はない。また、街区公園の整備も課題であるが、ポケットパーク等の歩いていける公園を整備することも重要であることを意見として述べたものである。

事務局

公園の不足地域を解消していくため、都市公園以外の緑として、都市緑地法に位置づけられた市民緑地等もあるため、官民連携して様々な手法を検討し、目標水準に近づけていきたいと考えている。本計画案での都市公園とは、街区公園以上の公園のことを指しており、それ以外の公園については都市公園法に位置づけがないため、目標値としては都市公園のみを集計している。今後、その都市公園を新たに整備するには、本市の財政状況では、国の補助金が必要であり、その補助を受けるには、市民一人当たりの公園の面積が全国平均以下の10㎡以下でなければならない。しかし、全国平均の約2倍の面積を誇る秋田市の現状では、国の補助を受けることができないため、47%の目標水準は、決して低いものではない。今後は、新たに整備する地区として、現在、区画整理事業を実施している秋田駅東地区で都市公園の整備を進め、気軽に歩いていける公園の不足地域の解消を目指していく予定である。

委員

都市公園法に基づく公園以外の小規模な公園や民間の緑地について、市ではこういった形で取扱っているのか。

事務局

民間の緑地と公共所有の小さな公園では管理方法が異なるので、公共で管理している小さな公園について説明する。約200カ所ある都市公園も、宅地開発の際に整備し、秋田市に帰属された小さな公園も同じように管理している。この小さな公園は、国の財源による整備ができないので、市の財源を用いて維持管理を行っている。

委員(部会長)

財政的なことも考え、今後はPFIによる民間ファイナンスの活用や、民間と協働という考えが重要になる。PDCAサイクル

により5年後や10年後にもう一度基本計画を見直すことになるため、各委員の意見も踏まえ、財政的、人的な問題に対応できるように、将来を見据え検討していただきたい。

委員 行事やイベント等による公園の活用件数が全277件に対し、都市公園が全208箇所ということは、年間で一公園につき、一回程度の公園活用ということか。

事務局 この活用件数の大部分は、千秋公園や一つ森公園等の総合公園が占めている。それ以外の小さな公園についても、町内会の夏祭り等での活用が増えている。

委員 町内会として活用しているが、中には公園課に申告していない町内会等もあるのではないか。実際は、もっと多くの方々に利用されていると思われるため、公園愛護協力会に活用件数を把握させると、正確な数字を出すことができるのではないか。

事務局 公園内で大規模な催しを行う際は、条例に基づき、許可が必要であり、その許可件数を活用件数として目標値を設けている。大規模な催しの際に許可が必要としているのは、一般の利用者に支障がでないように調整するための条件等を付すためである。公園愛護協力会をとおして件数を把握することも重要であると思うが、厳格な手続き等が必要になると逆に利用しづらくなるため、難しいところである。愛護協力会の協力を得られれば、より正確な活用件数の把握が可能になると思うが、本計画案においては、活用件数の整理は、大規模な催しの公園内行為許可件数としている。

会長 他に質問がなければ、計画案のとおりとすることでよいか。

(各委員) 異議なし。

会長 計画案のとおり承認されたため、「秋田市緑の基本計画の改定計画案」を市長に答申するがよいか。

各委員 異議なし。

～閉会～